

## 企画立案編

### 1. 企画立案の概要

- 国際環境協力には、さまざまな入り口と発展のプロセスがあります。
- 国際環境協力の目標や意味づけを明確に整理しましょう。
- 協力対象地域は、友好提携都市をはじめ様々な“縁”を活用して選定されています。
- 協力テーマの設定は、双方の協力団体の特色を的確に反映させることが重要です。

#### (1) 国際環境協力の入り口

国際環境協力を実施するには、さまざまな入口があり、代表的なものを挙げると次のようなものがあります。（図2）

- ① 独立行政法人国際協力機構（JICA）事業への参加
- ② 財団法人自治体国際化協会（CLAIR）事業の活用
- ③ 友好都市提携から発展
- ④ 既実施団体（企業、NGO、他の地方公共団体）との協働
- ⑤ 国際会議・催事の誘致
- ⑥ 協力要請への対応
- ⑦ 国際組織の設立
- ⑧ 草の根交流からのステップ

このうち、これから国際環境協力への取り組みを始めようとする地方公共団体にとって、特になじみやすいのは、「JICA、CLAIR等の事業への参加」、「友好都市提携から発展」、「既実施団体（企業、NGO、他の地方公共団体）との協働」等のアプローチが考えられます。ここでは、代表的な国際環境協力事業の入り口である①JICA事業への参加、②CLAIR事業への参加、③姉妹都市・友好提携都市からの発展、④既実施団体との協働の4パターンについて紹介します。

その他、国際環境協力事業の入り口として考えられる国際協力銀行（JBIC）や、ICLEI等の事業や支援内容等については、後掲の資料編で紹介しています。

図2 国際環境協力のさまざまな入り口



## ① JICA事業への参加

### ア) JICAによる連携メニュー

JICAは、政府開発援助（ODA）の実施機関として、開発途上国の経済・社会が自立的かつ持続的に発展できるように「人づくり」や「国づくり」を支援することを目的とした我が国最大の国際協力専門団体です。JICA事業に参加することは国際環境協力の大きな入り口の一つです。

JICAは、地方分権化が進む開発途上国に対する国際協力において、地域住民向けのサービス分野における経験を豊富に蓄積している地方公共団体との連携が重要であると考え、地方公共団体との連携による国際協力を促進するために、段階に応じた連携メニューを提供しています。

### イ) 地方公共団体等の実施によるJICA事業

従来、JICA研修員の受け入れ等にあたっては、相手国政府・地域の要請に基づき、JICA側にて選定を行い、その一部をJICAから地方公共団体に委託して事業を実施するのが一般的でした。しかし近年JICAでは、この方法に加え、地方公共団体側からの積極的な事業提案が歓迎されています。多くの提案の中から採択されるには、提供可能なマンパワー、地方公共団体独自の予算措置があるなどの要素が重要視されており、その競争率は年々高くなっています。従って、応募する地方公共団体としては、国際環境協力に臨む基本的な姿勢・戦略等、最低限の協力理念の整理は必要です。

### ウ) JICA事業へのアプローチ

JICA事業へ参加する第一歩としては、まず「連携に向けた基盤作り」メニューを利用して、JICA国内機関（支部・センター等）と地方公共団体との間で、地方公共団体の意向や意欲を踏まえた案件形成に関し意見交換を始めるというのが、基本的なパターンと考えられます。地方公共団体との間の情報交換、意見交換の場としては、地方公共団体の国際協力担当課との定期連絡会（ブロック会議）を開催しているほか、地方公共団体、地域のNGO、地域住民などが参加して今後の国際協力の取り組みを話しあう催しを全国各地で開催しています。

その他、JICAによる支援措置の詳細およびJICA国内機関（支部・センター等）連絡先については、資料編（P.149）に掲載しています。

## ② CLAIR事業の活用

### ア) CLAIRによる支援メニュー

財団法人自治体国際化協会（CLAIR：Council of Local Authorities for International Relations）は、地域における国際化の気運の高まりを受け、こうした動きを支援し、一層推進するための地方公共団体の共同組織として昭和63年7月に設立されました。CLAIRでは自治体の国際協力への取り組みを支援するプログラムを数多く運営しており、これらCLAIR事業を活用することも、また国際環境協力への大きな入り口となり得るでしょう。

地方公共団体が国際環境協力の入り口として利用できるCLAIR事業には以下のようなものがあります。これら以外にも、海外事務所を通じた訪問先アポイントメントの取り付け、訪問先に対する質問事項の伝達及び資料提供の依頼、通訳のあっせんなど自治体の海外活動への支援を行っています。

事業名	内容
自治体職員協力交流事業	日本の地方自治体が、海外の地方公共団体等の職員を協力交流研修員として受け入れ、受入自治体の持つノウハウ、技術等を習得させることにより地域主体の国際協力を進めるとともに、協力交流研修員から国際化施策への協力を得て、地域の国際化を推進する。
自治体国際協力専門家派遣事業	国際協力に関する技術や知識を有する自治体職員（退職者を含む）を「自治体国際協力人材バンク」に登録し、海外地方政府からの要請に基づき、登録者から候補者を選考し、自治体国際協力専門家として派遣する。
自治体国際協力促進事業（モデル事業）	地方自治体が実施する先駆的な国際協力事業を「モデル事業」として認定し、事業費の助成を行なうとともに、広く事業の成果等を紹介し自治体の国際協力を促進する。

### イ) CLAIR支援による国際環境協力事業

平成15年度に助成対象となった自治体国際協力促進事業（モデル事業）では、14事業のうち4件が環境分野は対象となっています。平成15年度に実施された環境分野とその他のモデル事業については、後掲の資料編（P.145）で紹介しています。

### ウ) CLAIR事業へのアプローチ

CLAIR事業についての詳細な情報は同財団ホームページ（<http://www.clair.or.jp/index.html>）で公開されていますが、事業活用へのアプローチにあたっては、本部交流協力部ほか、各都道府県庁内に設けられた地方支部、地域国際化協会等が窓口となります。

### ③ 姉妹都市・友好提携都市から発展

姉妹都市や友好提携都市事業の一環として環境協力事業を実施することも、国際環境協力の大きな入り口です。既に国際環境協力事業を実施している多くの地方公共団体では、姉妹都市や友好提携都市等、既存のつながりをベースとして事業を展開しています。環境を切り口として、交流事業から協力事業へ転換させることによって、都市間の連携を一層強固なものとしている団体も少なくありません。

一方、団体によっては、環境協力の新規事業は予算上認められ難い反面、継続事業である姉妹都市、友好提携都市等交流事業ではアイデアがなくて困っているというケースも存在します。このようなケースにおいては、環境協力のアイデアを交流事業に反映させることにより、予算の獲得とアイデアを活用できる可能性があります。

友好都市提携からの発展による国際環境協力を実施するには、協力相手先を選択する必要はないものの、具体的な相手側担当者の選択は依然重要な問題です。まずは、交流事業の窓口である国際担当部門への接触を図り、相手側の国際担当部門との調整から始めるのが基本的なパターンと考えられます。（その後の体制作りに関しては、後掲の準備作業編「2. (3) 執行体制の確立」（P.48）を参照）

#### **BOX8 友好都市提携からの発展**

##### **●友好提携都市との環境協力1【大阪府】**

大阪府は、1984年にインドネシア・東ジャワ州との友好都市提携を締結し、1985年から友好交流事業を実施してきた。交流分野の一つとして環境分野においても、研修生の受入等により府がこれまで蓄積してきた環境保全に関する技術移転（大気保全、水質保全、廃棄物対策、自動車排ガス対策等）を行ってきた。現在は、インターネットによる常時交流に切り替えて環境に関する技術移転事業が実施されている。

##### **●友好提携都市との環境協力2【三重県】**

三重県は中国河南省と友好都市提携を結んでおり、交流事業の一環として、三重県環境部は河南省環境保護局から毎年数名を日本に招聘し、環境に関わる研修を実施している。本研修事業は、水質汚濁やばいじんによる大気汚染が進んでいる河南省に対し、四日市公害の状況改善等を背景とする豊富な知識と経験を有している三重県が、公害防止等の分野において国際環境協力にふさわしい役割を果たすことを目的としている。本研修事業は、ICETTに委託し実施されている。

#### ④ 既実施団体（企業、NGO、他の地方公共団体）との協働

既に具体的な相手やテーマを定めて協力を実施している団体（企業、NGO、他の地方公共団体）との協働を入り口として、国際環境協力に取り組むケースがあります。

既実施団体との協働による国際環境協力を実施するには、まず共通の問題意識を持ち、国際環境協力を実施している団体があるかどうかを調査することが一般的と考えられます。

### BOX9 既実施団体（企業・NGO・他の地方公共団体）との協働

#### ●環境先進都市との連携による国際協力【北九州市】

国際環境協力を我が国の他の自治体に広げるため、環境保全への先進的な取り組みをしている宇部市及び水俣市に声をかけて、連携を図った。平成14年度の事業では、この連携により相手側地域に対して、同時に我が国の三つの地方公共団体の取り組みパターンが提示できるようになり、さらに相手側にとっても我が国の複数自治体の連携の姿を示すことは、相手側の複数の自治体を含めた多様な主体の連携を促すという相乗効果も見られた。また実施側としても今後の事業におけるオプションの幅が広がる等、2市の取り組みも学ぶことが多い。

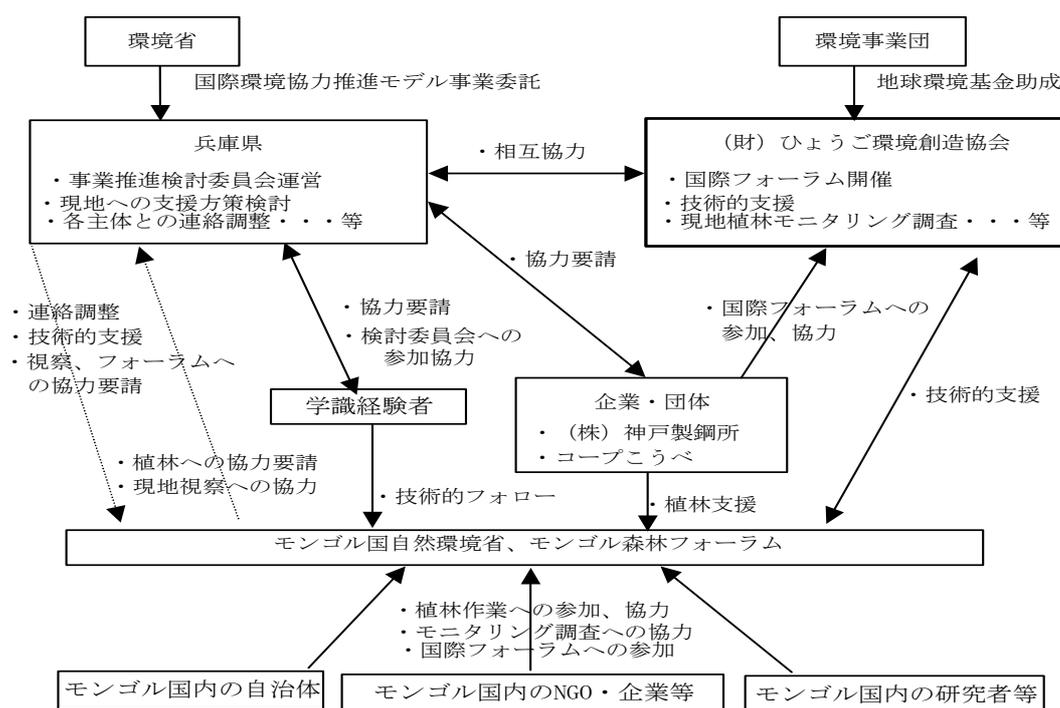
#### ●北東アジア地域環境協力推進協議会【NPEC】

2000年度に、北東アジア地域自治体連合（NEAR）環境分科委員会の個別プロジェクトとして、日本側参加自治体である8地方自治体（青森県、新潟県、富山県、石川県、福井県、京都府、兵庫県、島根県）が共同して、中国、韓国、ロシアの対岸諸国の地方自治体における環境状況や環境課題調査、及び国際環境協力の進め方について検討する「北東アジア環境評価共同事業」が行われた。また、この北東アジア環境評価共同事業の実施に際しては、「北東アジア環境評価共同事業推進協議会」が設立された。本事業は、この組織を発展的に活用し、自治体間の連携協力を図るために共同で実施できる国際環境協力事業を推進することを旨としたものである。

#### ●県内企業・NGOとの協働【兵庫県】

兵庫県では、（財）ひょうご環境創造協会と県内事業者である（株）神戸製鋼所及び生活協同組合コープこうべと連携して実施してきたモンゴル国の森林再生事業への支援を引き続き行なうとともに、これらの協力事業の輪を広げるため、環境省の推進するCDM事業の活用を手法の一つとして、県内企業、団体の国際協力への参画を促すための手法を調査・検討することを目的として「ひょうご型CDM推進事業」を展開している。（図3）

図3 地方公共団体・地元企業・NGOとの協働実施例：ひょうご型CDM事業



## BOX10 国際環境協力のさまざまな入口

### ●ICLEI（イクレイ）への加盟→県内企業との連携による取り組み【神奈川県】

1993年、環境保全に向けた世界の自治体が加盟するICLEI（当時：国際環境自治体協議会）に加盟し、環境分野における県の取組に必要な情報の収集・発信に努めてきた。

また、1995年「環境にやさしい“まち・くらし”世界会議（LISK'95）」、1997年「20%クラブ国際環境ワークショップ（LISK'97）」の2つの国際会議を環境庁（当時）と開催し、その会議の成果として「持続可能な都市のための20%クラブ」が設立された。県では、20%クラブを通じて、国際的な情報ネットワークを構築し、環境分野での国際協力に貢献してきた。1998年当時、県としては、ICLEI加盟、20%クラブに続く環境分野での国際協力として「総合的な国際環境協力事業」の検討を開始した。

他方、県内の企業団体の一つである神奈川県経営者協会では、県内企業と経済的関係の深い東南アジア地域で、環境協力事業を実施したいとの要望を兼ねてから持っており、県の「総合的な国際環境協力事業」へ参画することとなった。

### ●国際会議の誘致その1【ILEC】

水質調査技術研修事業の発端は、第9回世界湖沼会議（2001年11月滋賀県開催）を控えた滋賀県が、その前年の平成12年に、途上国のNGOおよび一般市民を対象とした水質調査の研修コースを開催することを希望したことにある。滋賀県の意図としては、同湖沼会議のテーマが「湖沼をめぐる命といとなみへのパートナーシップ」であったため、それまでの湖沼会議以上に、第9回会議への一般市民やNGOの参加（特に途上国からの）を促したいとの思いと、今後は途上国においても、湖沼水質保全の新たな担い手としてNGOや一般市民が重要な存在になるとの認識から提案したものである。

### ●国際会議の誘致その2【京都府】

京都府では、平成9年12月に地球温暖化防止京都会議（気候変動枠組条約第3回締約国会議）が開催され、開催地の名を冠した「京都議定書」が採択された。この会議をきっかけに、京都では地球環境問題に対する気運が一気に高まり、京都議定書の採択を機に、府民、事業者、行政等の自主的な取組が活発化し始めた。京都会議の直後には、行政、事業者、府民等関係15団体で「地球環境京都宣言」を世界中に発信するとともに、府民への啓発のため啓発板を作成し京都府庁正門前に掲げている。京都府においては、環境基本計画、地球温暖化防止行動計画の策定から、京都議定書の早期発効に向けた世界各国への働きかけなどを行っている。

### ●国際組織「北方圏フォーラム」の設立、優先プロジェクトの実施【北海道】

1974年、北海道の提唱で北方圏環境会議が札幌市において開催されたことに始まり、1990年の第3回北方圏会議の知事サミットにおいて「北方圏フォーラム」を設立することが合意され、1991年11月アラスカ州アンカレッジ市において、正式に北方圏フォーラムが誕生した。北方圏フォーラムは、北方圏地域の州、県、省などの地方政府で組織する非営利の国際組織で、北方圏地域に共通する課題及び北方圏地域に影響を与える世界的規模の問題の解決を図るため、北方圏地域が協力して取り組んでいくことを目的として設立された。メンバー地域のリーダー（知事ら）による意見交換、重要課題の解決を図るための優先プロジェクト、国際機関への提言などをおこなっている。優先プロジェクトとして北海道が実施した環境関連プロジェクト（大気・海洋のモニタリング等）には大きな実績がある。

### ●相手国からの協力要請【兵庫県】

モンゴル国では1996年及び1997年に森林の大火災が発生して多くの森林が焼失したため、森林再生を急務として取り組んでおり、1999年3月に神戸市で開催された第5回北東アジア環境高級事務レベル会議（主催：ESCAP）に出席したモンゴル国自然環境省パーサンドルジュ次官から兵庫県に協力要請があり、植林技術指導等について協力することとなった。

### ●草の根交流からのステップ【福岡県、佐賀県、長崎県、山口県】

日本側九州・山口地域の四県（福岡、佐賀、長崎、山口）及び韓国南岸一市三道（釜山広域市、全羅南道、慶尚南道、済州道）との広域的かつ多様な交流を目指し日韓海峡沿岸県市道知事交流会議及び共同交流事業を実施している。

○日韓海峡沿岸青少年交流事業（時期：平成15年7月 場所：福岡県）

隔年で日韓両国の高校生が相互訪問を行い、ホームステイ、合宿交流、意見交換等を実施する。

○日韓海峡沿岸県市道知事交流会議（時期：平成15年9月 場所：長崎県）

○日韓海峡沿岸住民親善イベント（時期：平成15年10月 場所：韓国 慶尚南道）

8県市道の日韓住民が集い、スポーツ・文化イベントへの参加及び交流会を実施し、日韓両地域の住民レベルの友好と親善を図る。

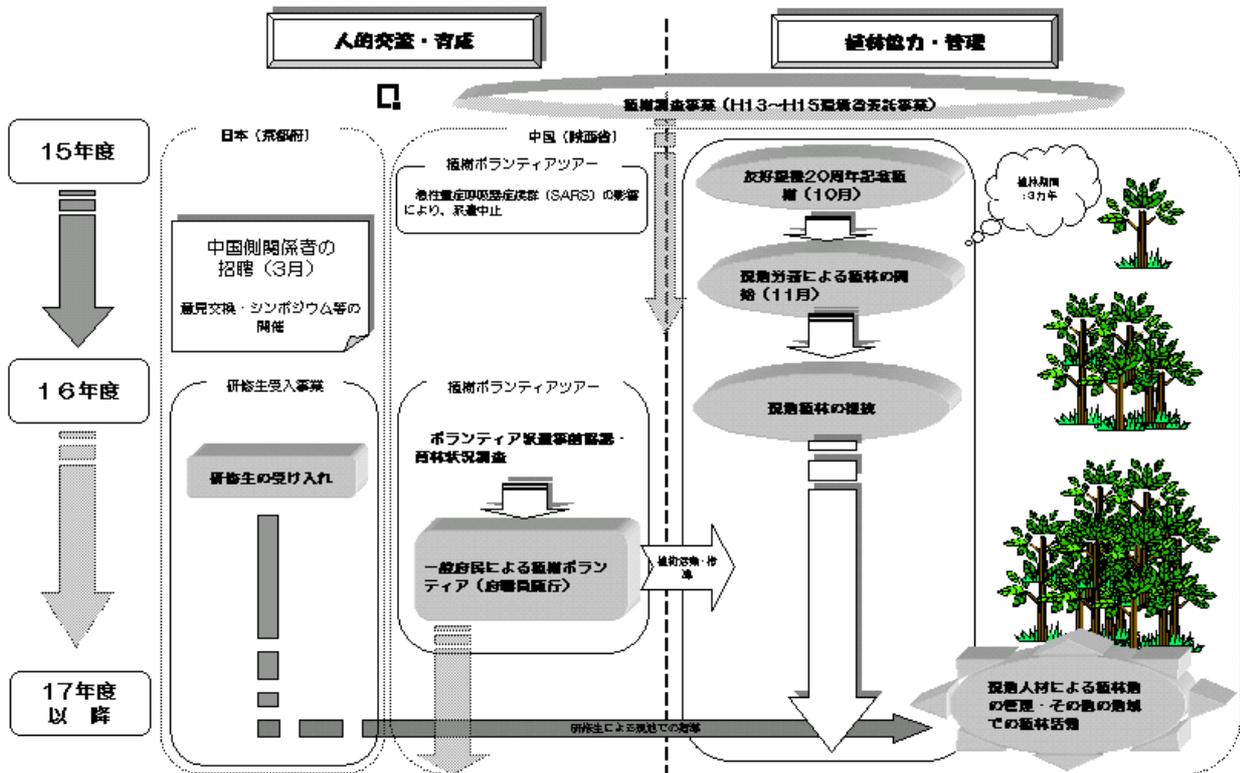
これらの交流を図ると共に環境技術交流事業（陸水及びその集水域の窒素フラックスの調査）、水産関係交流事業、経済交流促進事業、広域観光推進事業、地域伝統工芸交流事業、日韓交流史理解促進事業、情報ネットワーク事業等の共同事業を展開している。

## (2) 国際環境協力の発展プロセス

国際環境協力を効率的に発展させる一つの工夫として、異なった協力形式による協力の経験を重層的に積み上げていくことも考えられます。

例えば、地方公共団体が取り組む国際環境協力の事業形式でもっとも多いのは「研修員の受入」ですが、まず研修生を受け入れることによって、相手側の協力ニーズについての情報を得ることができ、その情報を深めるために現地調査を実施します。さらに、現地セミナーを開催することによってより広範な関係者との意見の交換を図る、といったプロセスを経て現地での実践活動を計画し、共同で事業実施するようなことも想定されます。

図4 国際環境協力のモデルプロセス例：中国陝西省における植樹協力事業事業展開イメージ図（京都府）  
中国陝西省における植樹協力事業 今後の事業展開イメージ図



### = 現場の声 = （国際環境協力モデル事業担当者会議での意見）

- ・ 研修生受入やセミナーを続けていて、それだけで終わらせていいのかという気持ちはあります。次のステップとして、環境保全に実際的な効果をもたらすような現地での実践活動を中心とした事業を立ち上げることが必要に思えます。これは協力のための資金を提供してくれる支援団体からも求められることです。
- ・ 勿論、研修生の受入やカリキュラム編成、研修の実施といった事業自体、受入側にとって大きな負担や労苦を伴うものですが、現地での実践活動の立ち上げに関しては、より高いハードルがあることも意識しておく必要があります。財政面、技術面だけでなく彼我の問題意識を一致させることは非常に難しいものです。



## 2. 企画立案段階における主な留意点

### (1) 国際環境協力の目標と意味づけの設定

地方公共団体が国際環境協力を実施するにあたっては、政策の一貫性・整合性の観点から、国際環境協力あるいは国際協力一般に関して、その目標と意味づけについて整理をしておく必要があります。これは「メリット」と並んで重要な問題です。

こうした目標と意味づけに関しては、地方公共団体の基本計画・マスタープラン・環境基本計画などの文書に掲げてあるとすれば、なお有効です。この場合、各協力事業は基本理念を具体化する措置として説明され、企画立案プロセスを一層円滑に進めることができます。

また、事業実施後に評価が求められる観点からも、企画立案の段階で目標と意味づけを整理しておく必要があります。事業を始めるにあたり、評価の枠組みも視野に入れて事業を計画していくことが重要です。

既に環境協力の実績を積んでいる先進的な地方公共団体においては、基本計画・総合計画等の中で国際環境協力の推進を明確に位置づける動きが進んでおり、多くの例を認めることができます。



#### 地方公務員派遣法

地方公共団体が国際協力に取り組むにあたっては、常に「なぜ当該団体が国際協力を実施するのか」という根拠づけが問題になってきた。「外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律」（1987年）は、国際協力等の目的で外国の地方公共団体の機関、外国政府の機関等に派遣される職員の待遇等につき条例により規定を設けることを定めた法律であり、地方公共団体からJICA専門家等の派遣を行うにあたっての前提条件となっているが、多くの地方公共団体においてはこうした条例を策定することにより初めて国際協力への取り組みが明確な位置づけを得たという歴史的な側面も持っている。

中には釧路市のように、派遣先機関として「自然環境の保全に係る国際機関」を特定しているケースもあり、このような場合には地方公共団体の環境協力に対し、さらに強力な根拠を提供している。

#### = 現場の声 = （北九州市）

実は北九州市で環境協力の基本理念と協力目標が作成されたのは、国際環境協力を始めてから10年後です。こういうものは最初に作るものだとの声もありましたが、逆に経験をつんだからこそ策定できたものだと思います。



## BOX11 先進的に国際環境協力を実施している地方公共団体の基本理念

### ●北九州市

北九州市では「人と地球と次の世代のために」という環境協力の基本理念を掲げており、国際協力を地域社会および市民へのサービスの一環として実施している。国際協力という手段を通して地域社会を良くしていくという考え方の下、次の3つの目標を据えている。

「地域活性化への貢献」。北九州市の特色は、産業都市としての技術が豊富でかつ、貿易で成り立っている都市であること。これをボランティアとビジネスの両方含めて、環境協りに活用出来ないか、と考えた。貿易への側面的な支援を念頭におき、地域の活性化に向けて、地元の技術を生かしたビジネス展開を図り、環境協力の中でそれを活かしていく。実現可能性の高いアジア地域に絞って協力を行っている。

「地球環境保全への貢献」。酸性雨、黄砂、温暖化などの地球環境問題が地域社会にも大きく影響している。市の環境がよくなっても、世界の大部分がそうならないと意味がない。ほかの地域の環境をよくすることが市のためになる、という考えで必要な協力を行っている。地球環境という公共財を守る役割を果たす。

「住みやすい環境の街づくり」。先進国、途上国を問わず、海外から学び、吸収する。北九州市も、自動車公害や廃棄物問題など、他の国を参考にして取り組んでいく。一方、ヨーロッパなどの都市づくりでうまく進んでいる例がある。途上国でもコミュニティ活動が重視され、盛んになっている地域がある。国際協力を通じて学び、吸収することが必要。

### ●京都府

京都府の環境施策の基本となる「京都府環境を守り育てる条例」では、『府は地球環境の保全に関する国際環境協力の推進に努めるものとする』と規定され、その条例に基づき策定された「京都府環境基本計画」では、地球環境保全の手段として、国際協力の推進を掲げている。

また、京都府における地球温暖化対策の基本的な考え方や進め方を取りまとめた「<sup>きょう</sup>と<sup>アース</sup>地球の共生計画」及びその計画を基礎に策定された「地球温暖化対策プラン」でも、温暖化対策の一つとして、国際協力の推進を掲げている。加えて、将来の京都府が進むべき方向性を示した「新京都府総合計画」においては、基本計画として掲げている「国際協力の推進」において『地球緑化プロジェクトの推進』を挙げているところである。

「中国陝西省における植樹協力事業」は、こうした国際環境協力に対する府の基本的な考え方のもと、友好提携関係にある中国陝西省における緑地回復・土壌流失防止・水源涵養・生物多様性の保全・地域住民の環境意識高揚等の環境改善を通じて、持続的な地球環境の保全につながる国際環境協力の実現を目指すものである。

### ●高知県

本県の国際協力は、県民の合意をもとに高知の持つ技術やノウハウを生かしながら、効果的で安定的な協力として進めていくことが重要です。

また、対象とする地域も相手先の強いニーズがあり、且つ県民と深い関わりがある場合は、地域を限定せず幅広く行うことも大切です。しかし、これまでの本県の行ってきた交流の経緯や「高知県総合計画」、「高知県国際交流推進ビジョン」との整合性も考慮しながら対象地域や対象分野を絞り込んだ方がより効果的です。

従って、本県における国際協力は「国際協力の意義と理念」に基づきつつ、次のような基本方針に従って進めていきます。

#### 1. アジア・太平洋地域を中心とする国々への国際協力

太平洋に開かれた本県は、フィリピンや中国などとのこれまでの交流で培われた実績を生かしながら、アジア・太平洋地域等の国々の持つニーズに沿ったきめ細かな技術協力を対等な立場にたって進めることにより、地域からの協力ならではの高知版ODAを展開していきます。

#### 2. 高知の特性を生かした国際協力

本県と似通った気候や風土を持つこれらの国々に対しては、農林水産業など本県産業の得意分野で相手地域の自立を支援することが可能です。

また、地球的規模の問題となってきた環境保全の分野でも、自然との共生を基本理念とする本県の環境基本計画や「ローカル・アジェンダ21高知」の精神を生かしながら、相手地域の環境保全に貢献していきます。

#### 3. 県民の参加による草の根からの国際協力

国際協力活動に参加する主役は県民です。本県には「あったか高知」という言葉に示されるような気候と気風があります。開放的でホスピタリティ（もてなしの心）あふれる県民性は国際協力の心にも通じます。

こうした風土を大事にしつつ、本県で既に行われているNGOの活動を更に支援するとともに、ボランティア・リーダーの育成を図っていきます。

## (2) 基本情報・資料の収集

### ① 国内での情報収集

国際協力事業の基本情報の収集にあたっては、国内ではJICAなどの相談窓口が活用でき、その他にも情報の閲覧・貸し出し等が可能な機関（資料編P.162参照）があります。

加えて、大まかな対象地域、テーマ等が定まった時点で、関係地域において類似した事業を行なっている国内団体等に照会し、情報を集めることも有効です。

### BOX12 国内での情報収集

#### ●北東アジア環境情報広場【NPEC】

地球環境基金の助成で、インターネットによる環境情報サイト「北東アジア環境情報広場」を開設している。日本、中国、韓国、ロシアの環境に関する情報を提供しており、日本語と英語で閲覧可能である。



[http://ns.npec.or.jp/northeast\\_asia/](http://ns.npec.or.jp/northeast_asia/)

## ② 現地からの情報収集

現地からの情報収集は、最も直接的に情報が得られる手段であり、企画立案のいずれかの段階で、現地とのコミュニケーションを開始することが必須となります。しかし、現地との情報のやり取りは、事業を進めていく過程で相手先との信頼醸成が成り立って、ようやく可能になっていくものです。最初から過大な期待を持ったり、限られた時間内で情報収集しようとするのは禁物です。

また、先行事業など、何らかの縁があって既に協力相手先が決まっている場合には、当該先行事業等を通じて蓄積された情報や、確立した連絡ルートを通じた情報照会を活用することも有効です。

### BOX13 基本情報の収集

#### ●シンポジウムテーマに関する情報共有化の重要性【NPEC】

シンポジウム開催にあたり、会議資料としては予稿集を用意したのにとどまった。このことから、お互いに相手国の環境状況、法体制や施策等についての予備知識は乏しく、日中環境技術交流会においては、十分にかみ合った意見交換ができなかった。したがって、今後においては、シンポジウムテーマに関する参加国自治体の状況や法体制、対策内容についての資料をお互いに交換しておくことで、情報の共有化を図ることが重要である。

#### ●相手側情報の収集の重要性【神奈川県】

現地との折衝を始める以前に、現地の環境の現況や関連法令等についての基礎調査をしっかりとやって、問題の所在とその解決を検討すべき。環境分野は国際協力の中でも重視されている。とりわけ、アジア諸国へは様々な国が環境ミッションを派遣している。勉強不足で訪問するのは、先方から相手にされないと思う。

#### ●国内の類似事例の情報共有【京都府】

陝西省内で植樹を実施している他の機関、NGOとの情報交換や経験についての交流が必要だと感じた。

調査を進める一方で、新聞ではNGOによる同様の事業が陝西省内で実施されることが紹介されたり、国際協力銀行から、同行が陝西省内での植樹を支援しているので情報交換したい旨の連絡があったことなど、国内の他団体の活動の情報に対しては受け身であった。

京都府の事例に限らず、日本の対中国環境協力では、特に横の連携が欠けており、国、自治体、民間団体、NGO等の間の情報交換が望まれる。

#### ●環境用語集の作成【NPEC】

NPECでは環境保全に関する情報を環日本海域の環境保全関係者が共有することを目的に、「NEAR環境用語集」を作成しホームページで情報提供している。現在まだ暫定版であるが、日本語、英語、韓国語、中国語、ロシア語の5か国語の環境用語が集められている。



<http://www.npec.or.jp/dict/npecexjp.html>

## 参考：国際環境協力モデル事業実施団体の情報収集

項 目	内 容		
	神奈川県 「神奈川国際環境協力」 対象：タイ・ベトナム	大阪府 「インターネットによる 技術協力実施事業」 対象：インドネシア	兵庫県・ひょうご環境創造協会 「ひょうご型CDM推進事業」 対象：モンゴル
1. 活動で必用とした情報の種類	①現地カウンターパートの情報 ②現地の環境に関する情報 ③現地の経済概要 ④渡航に関する情報 ⑤海外安全情報	①相手国の環境行政の現状（国と地方の関係等） ②インターネットの利用状況 ③研修教材に関する情報	①モンゴル国自然環境省組織図 ②モンゴル国植生分布図 ③モンゴル国の森林区分 ④モンゴル国の関係法令（森林法、土地法、森林火災状況及び防止法） ⑤外国投資法、森林火災状況及び防止法） ⑥モンゴル政府の植林実績と予算 ⑦モンゴル国での活動サイト図等
2. 必用とした情報の検索方法、情報の入手方法	① インターネットによる検索 ② 各種団体の発行する報告書例）「日系企業の海外活動に当たっての環境対策（タイ編）」／（財）地球・人間環境フォーラム・市販の出版物 例）「最新ベトナム統計集」「わかりやすいベトナム経済」／ベトナム経済研究所 「数字で見るアセアン」／日本貿易振興会 「アジア環境白書」／日本環境会議	①JICA専門家から入手 ②JICA専門家からヒヤリング ③地球環境基金報告書からNGOに連絡して入手	現地関連情報については、駐日モンゴル国大使館へも事前に本事業調査について説明を行い、協力依頼を行った後、モンゴル国自然環境省自然資源部に情報の提供を依頼し、必要とする情報を入手した。また、その他、（財）ひょうご環境創造協会、（株）神戸製鋼所およびコープこうべへのヒヤリング調査により関連情報を入手した。
3. 入手した情報の整理・管理及び活用方法	協議会事務局にて整理・保管し、必要に応じて活用	①庁内検討会資料として配布 ②報告書に記載 ③研修生への教材として活用	入手した情報は、現地調査の際に活用した他、委員会開催時の資料として活用した。また、これらの情報は、兵庫県県民生活部環境局大気課にて報告書作成時に整理の上、保管し、今後、県内企業・団体への協力を呼びかける際に活用することとしている。
4. 入手した情報の共有化	Eメール、ファックス文書の交換により情報を共有化	2002年2月来阪の研修生に手交	本事業のカウンターパートであるモンゴル国の自然環境省自然資源部と情報の共有化を図るため、国際宅急便であるDHL、E-MailおよびFAXによる資料の送付、スケジュールや調査内容・項目等の連絡を行った。
5. 事前入手した情報と現地状況等の相違点	特段の相違点等はなし	インターネットの利用については、昨年FAXで照会した時には、パソコンや回線の不足で利用困難と思われたが、ホームページの作成等利用が進みつつあった。	モンゴル国の森林管理についての規定や情報を事前に入手していたが、現地視察により、森林火災対策や樹木の伐採が定められた管理規定通りには進んでいないということが感じられた。しかし、その他の事前に入手していた情報は、想定していた事態と現地で得た情報との大差はなかった。
6. 新たに現地で必用とした情報項目とその内容、及び現地での情報収集・入手方法	①研修セミナー参加者に関する情報 → 現地カウンターパートから入手 ②同参加者による事業評価 → アンケート調査を実施	項目：現地プロバイダの状況 入手方法：JICA専門家にヒヤリング	モンゴル国では1990年頃まで旧ソ連邦の強い影響による軍事的な理由から、道路や鉄道が明示された地図が一般に出回っておらず、現在でも入手が困難な状況であった。今回の現地視察でも英文のモンゴル全土の詳細地図を市内で探し回ることによってようやく購入できた。また、森林再生に関する情報は現場を調査することやモンゴル国の自然環境省に訪問することにより入手した。
7. 現地活動を通じて収集され、得られた関連・関係情報における活動終了後の扱い	①協議会にて資料として配布 ②事務局にて整理・保管	ホームページや環境白書への掲載等	今回の事業活動を通して得られた関連情報については、兵庫県県民生活部環境局大気課にて保管し、今後、県内民間事業者及び団体へモンゴル国への森林再生事業への参画を促す材料として、広く情報提供していくこととする。



### (3) 事業計画の検討

国際環境協力を企画するにあたっては、誰を相手にどのようなテーマで協力を行なうかというターゲットの設定を含め、具体的な事業計画を確定させていくことが不可欠です。その際には、以下のプロセスを経て協力相手先とよく話し合っ内容を決めていく必要があります。

#### ① 対象地域の設定

地方公共団体において、協力の対象地域の選定については、友好提携都市を始めとして、さまざまな“縁”が活用されています。

一般に、次のような縁が活用されていますが、このほかに相手国の関係機関（在日大使館など）を通じた紹介を利用するといった場合もあります。

#### 対象地域選定の主な例

- ・ 姉妹都市、友好提携都市など
- ・ 地理的な共通点（環日本海、環黄海、北方圏など）
- ・ 地元のNGOや企業が既に協力関係を持っている地域

現行の国際環境協力事業には、近隣のアジア諸国を対象とした事業が多くなっていますが、これには歴史的な関係、さらに地理的なアクセスの容易さ等も反映していると考えられます。これらの要素もまた、対象地域の選定に際して重要な要素となり得るでしょう。

環境省で平成13年度から15年度にかけて実施された「地方公共団体・NGO等の連携による国際環境協力推進支援事業」においては、各種形態の国際環境協力事業を地方公共団体等に委託し、国際環境協力モデル事業とされた事例があります。次の図5は、そのモデル事業の主な活動地域であり、アジア地域を中心に活動し成果を上げています。

#### BOX14 事業計画の策定

##### ●プロジェクト委員会の開催【北海道】

2000年9月カナダ・アルバータ州エドモントン市において環境教育プロジェクト委員会を開催し、プロジェクトの実施計画、子ども環境会議の内容及び会場準備・資機材の調達等の役割分担、経費負担などについて協議した。ただし、プロジェクト委員会にロシア地域が参加していなかったため、ロシア地域からの参加を確保するための方策が大きな課題であった。その後、電話、Eメール、FAXにより連絡調整、協議等を実施した。

##### ●企画書案を作成し相手側と協議【NPEC】

本事業の活動計画については、当初より綿密な計画書を作成したのではなく、活動目的や事業内容等を簡単に記したA4版にして数ページ程度の企画書（案）を作成したのみであった。事業の実施における具体的な事柄については、この企画書案に基づいて、カウンターパートとともに練りあげていった。また、北東アジア地域環境協力推進協議会を開催することで、会員自治体からの事業計画の検討および了解を得た。

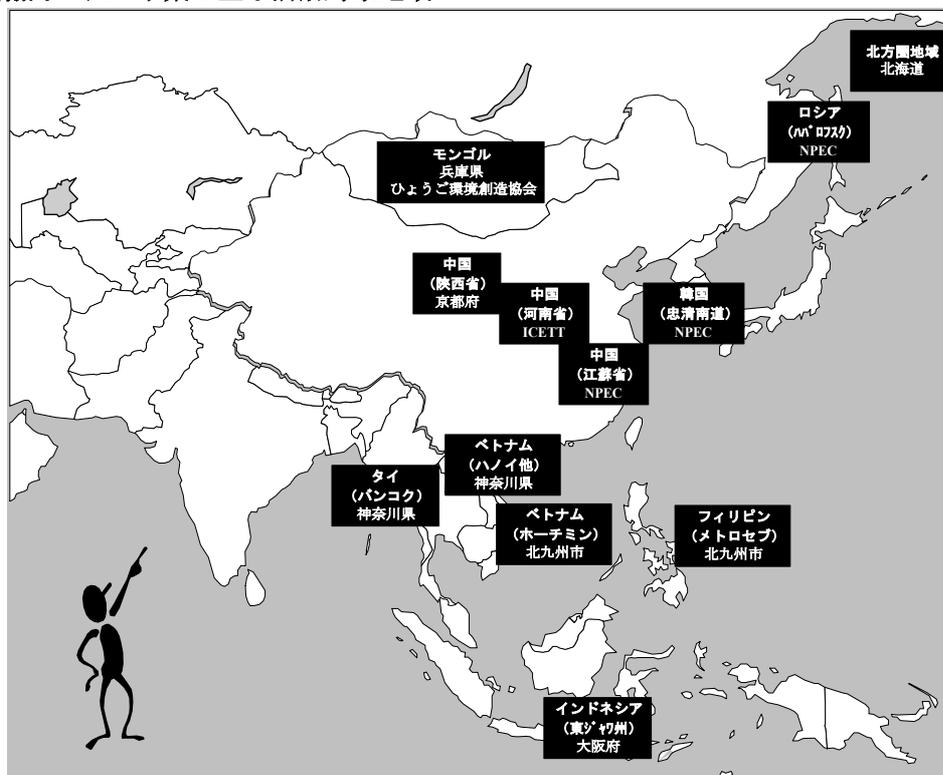
##### ●現地ミッション派遣【北九州市】

事業の企画段階で必要とした情報は、先方の抱える環境問題であり、それを把握するために現地にミッションを派遣した。事業の企画に先立ち、JBICが既にセブ市で円借款事業を進めており、当市に対し公害対策のためのツーステップローン※の活用方策案に係る問合せ等があり、事前にある程度の情報を仕入れることができていた。

※ツーステップローン：資金を初めに現地の金融機関等に供与し、そこから転貸の形で対象案件に資金供与を行うもの（日本→相手国銀行等→相手国国内企業等）

その他の地方公共団体等で実施されている国際環境協力事業の対象国・地域／相手国担当機関については、資料編（P.167）に掲載しています。

図5 国際環境協力モデル事業の主な活動対象地域



団体名	活動地域	協力先選定の背景
北方圏フォーラム（北海道）	カガ等北方圏地域	友好都市の他、地理的な共通点を持つ地域との連携
環日本海環境協力センター（NPEC）	江蘇省	北東アジア地域環境協力推進協議会会長自治体の友好提携都市
	ハバロフスク	
	忠清南道	
神奈川県	バンコク	県内企業が進出している地域
	ハノイ	
国際環境技術移転研究センター（ICETT）	河南省	三重県の友好都市提携
大阪府	東ジャワ州	友好提携都市
京都府	陝西省	友好提携都市
兵庫県	ウランバートル	相手側からの直接的な支援・協力要請
ひょうご環境創造協会	ウランバートル	
北九州市	メトロセブ地域	地域レベルのネットワーク作り
	ホーチミン市	

### BOX15 協力対象地域の選定

#### ●国内関係機関へのヒアリング、現地調査の実施【神奈川県】

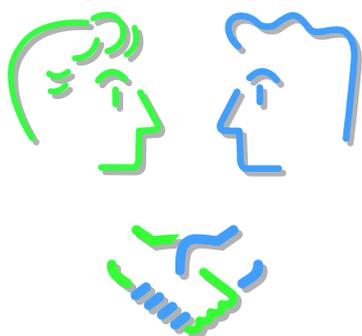
県内企業と経済的関係の深い東南アジア地域を選定し、さらに現地調査や国内関係機関（環境省、外務省、経済産業省、JICA、在日大使館等）へのヒアリングを踏まえ、具体的な協力対象地を決定した。現地調査にあたっては、神奈川国際環境協力協議会の構成団体である企業や県のコネクション、相手国大使館を活用し、シンガポール、マレーシア、ベトナム及びタイへ調査団を派遣した。現地調査や関係機関へのヒアリング等を経て検討を重ね、ベトナムとタイを協力対象地とすることとした。

## ② 協力相手先（カウンターパート）の選定

相手側が日本側の協力に対して意欲を持ち、日本側からの接触に対し誠意と責任ある対応をしてくれるような相手国・機関の担当者を見つけることは容易ではありません。それだけに、こうした担当者を見つけ、揺るぎない信頼関係を築くことができれば、その事業の成功はほぼ約束されたといっても過言ではありません。

地方公共団体が実施する国際環境協力事業の場合、原則として、協力対象地域における地方公共団体等の環境担当部局の中から、適当な担当官をカウンターパートとすることになります。国際協力の窓口として専任の担当官がいる場合もありますが、一般に部局内の担当者の指名については、相手側の組織的な都合により行なわれ、日本側にとって選択の幅は狭いのが通例です。予め相手側部局の組織図等を入手しておくことは、カウンターパートの組織内の位置づけや職掌範囲を理解する上で有効でしょう。

ただし、協力を資金の提供が伴う場合など、相手側の意向により、その外郭団体（各種協会等）をカウンターパートとすることもあります。こうした場合、その団体が名実ともにカウンターパートとして機能する場合と、名目だけ地方公共団体が実質的な窓口を担う場合とに分かれます。カウンターパートが複数の組織にまたがる際には、適切な窓口を一本化し、関係者間の情報共有化に配慮する必要があります。



## BOX16 カウンターパートの選定

### ●協議会で培った関係を活用【NPEC】

推進協議会長自治体の交流実績やNEAR環境分科委員会で培った関係を活用しカウンターパートを選定した。

2001年度のシンポジウムにおける中国側の主催団体は、江蘇省環境保護庁および江蘇省人民対外友好協会であったが、これまでの石川県と江蘇省との交流過程で培われた関係（石川県は、江蘇省人民対外友好協会を窓口として江蘇省と交流してきた経緯）を踏まえて、人民対外友好協会を中国側のカウンターパートとして交渉を行った。このことにより、NPECは、江蘇省環境保護庁とは直接的に交渉することはなく、中国側事務局の人民対外友好協会を通して江蘇省環境保護庁と協議を行った。

2002年度においては、韓国で唯一のNEAR環境分科委員会の会員自治体である忠清南道環境管理課をカウンターパートとしたが、NPECから負担金の支払い行為があったことから、忠清南道環境管理課の要望を踏まえて、韓国で環境企業の集まりで、環境に関するシンポジウムの開催や環境教育等を行っている、社団法人環境保全協会大田・忠南支会を韓国側事務局とした。しかし、本シンポジウムにおいては、保全協会はあくまでも、忠清南道環境管理課のサポート的な役割であった。

2003年度においては、推進協議会長自治体である青森県の友好提携先であり、NEAR環境分科委員会の会員自治体であるハバロフスク地方政府天然資源省環境保全局をカウンターパートとした。

### ●ヒアリングによるカウンターパート選定【神奈川県】

現地調査の結果及び現地調査後の現地機関とのやりとりの状況等から検討を重ね、現地カウンターパートをベトナム商工会議所及びタイ環境研究所とした。

ベトナム商工会議所については、1999年2月、事業の実施要請がレターをもって申し出された。また、ベトナム商工会議所は、国際部の中に日本課を設置しており、我が国への関心・理解が高く、日本語の堪能な職員も複数名いるため、事業の開始には有利であると判断された。

タイ環境研究所については、県が誘致し、支援を続けている地球環境戦略研究機関の署名機関の一つであり、また、交渉の窓口となったChamniern博士がICLEIのナショナル・コーディネーター（NC）であったこともあり、事業の現地カウンターパートとして相応しいと判断された。その他、当事業への姿勢や、日本語の可否なども決め手となった。

### ●複数組織にまたがるカウンターパート【京都府】

当初の協力事業対象の選定が、京都府と陝西省の友好提携に基づくものであり、事業が友好提携締結20周年記念事業の位置づけをされていたこともあったため、省政府の友好交流事業の担当者（外事弁公室）を当初のカウンターパートとした。事業内容が植林協力であることから、その後の協議の中で、友好提携記念事業としての全体調整の窓口を外事弁公室、植樹協力事業の窓口として省政府の林業部局である林業庁、植樹の実施及び植林地管理は植樹予定地を所管する長安区林業局を相手方とすることとなった。

省林業庁については、省政府の林業部門の中でも外部（海外を含む）との交流を担当する科教外事処の職員を、長安区の担当者については区の林業部門責任者である林業局局長を相手方担当者とする事とした。

### ●窓口が複数ある場合の留意点【京都府】

カウンターパートが三者に分かれるため、その総合調整の役割を外事弁公室に期待していたが、先方の担当部署間の情報伝達がうまくいかず、連絡調整に非常に時間を要した。理由としては、省の幹部レベルまで報告等が必要な事項について調整する場合や省・区間での調整については、当方が想像する以上に省内の検討に時間がかかること、中国においては組織全体で情報を共有しながら連携して仕事を進めるのではなく、個人の権限で属人的に仕事を進める傾向があり、直接の担当者でないと情報を把握していない場合が多く担当者が不在の場合には調整が中断されたこと等が挙げられる。相手方の窓口が複数にわたる場合は、主たる窓口を慎重に見極める必要がある。関係者全員の参加によって直接会議等を開催することが不可欠である。また、話を持ちかける相手やその順番を誤ると、事業がとん挫または後退する恐れがある。

### ●カウンターパートが地方公共団体であることのメリット・デメリット【北九州市】

地方公共団体には地域社会をコーディネートしていく役割があり、その地方公共団体がカウンターパートになることはメリットと考える。一方、デメリットとしては、相手側の地方公共団体に必ずしも立場（権限）や能力が伴っていない場合。具体的にはNGOの力が異様に強かったり、フィリピンのように国がその権限を持っていて自治体にはないということがある。先のセブ島の場合、環境天然資源省の地域事務所の人や公害防止管理者団体の人たちに入ってもらったりしている。プロジェクトによって主たるカウンターパートが違うこともあるが、必ず自治体にも入ってグループとして対応してもらおう。また、そういうことを通じて自治体の能力を高め、参加を進めていってもらおうという狙いもある。なお、相手の自治体にそうした能力がない場合は、こちらがそれなりのサポートをしていくことが必要となる。

### ③ テーマの設定

協力対象地域の選定と合わせて、事業内容に係る協力テーマを絞り込む必要があります。協力テーマの設定にあたって重要なことは、テーマが双方の地方公共団体の特色を的確に反映したものとする事です。すなわち、日本側における地方公共団体の特色、途上国側における協力ニーズです。テーマを設定する際には、次の点に留意が必要です。

#### ア) 自分の街をよく理解・分析する

テーマの設定にあたっては、自分の街をよく理解・分析し、他の都市との差別化を図ることが必要です。工業都市なのか農業都市なのかなど、協力主体としての特長を踏まえ、それに即した協力内容や実施戦略を立てておかなければ、国際環境協力の十分な効果は得られないでしょう。

#### イ) どのような環境問題を経験し、対策ノウハウを蓄積しているか？

地域特性の分析に際しては、地域の地理的条件（例えば閉鎖性水域や湖沼、湿地、山岳地帯など）や産業構造など、過去にどのような環境問題を経験し、対策のノウハウを蓄積しているか、地域の産業は特徴的な技術を保有しているか、またNGOはどのような協力経験と能力を築いているか等の考察が必要となります。

#### ウ) 公害経験ばかりでなく、共通の課題にも目を向ける

地方公共団体の公害経験は、長らく日本の国際環境協力の主要なテーマでしたが、協力の裾野が広がるに従って、国際環境協力を手がけるのが必ずしも激しい公害を経験した地方公共団体ばかりではなくなり、公害経験だけをテーマにすることは難しくなっています。むしろ、こうしたケースでは、ごみのリサイクルや住民参加など、現在手がけている事業で先進国・途上国双方の共通の課題となっている主題を取り上げることを検討するべきでしょう。



**途上国の地方公共団体と共同して、問題の解決に向けた事業を行なうことは、日本側にとっても学ぶべき点が多く、協力のメリットとして認識することができる。**

## BOX17 テーマの選定

### ●共通課題への取り組み「北方圏環境教育プロジェクト事業」【北海道】

ロシア極東地域などの北方圏地域は厳しい気候と自然環境の下で微妙にその生態系を維持している地域であるとともに、天然資源に恵まれ開発の可能性が大きい地域でもある。この過酷な気候条件が故に、一度開発されるとその回復には非常に長い時間を要するため、持続可能な開発と環境保全の調和が重要な課題となっている。

このような脆弱で微妙なバランスの上に成り立っている環境を将来にわたって保全するためには、21世紀を担う子ども達に北方圏地域の環境について正しく理解させ、その環境を子孫に受け継いでいく必要がある。

このような状況の中で、中国・黒竜江省から北方圏フォーラムとして環境教育について取り組むよう要望が出された。北海道、カナダ・アルバータ州、中国・黒竜江省はそれぞれ姉妹友好提携地域であるとともに、北方圏フォーラムのメンバー地域でもあり、当該3地域が共同で提案し、2000年から北方圏フォーラムの優先プロジェクト事業として「環境教育プロジェクト」を推進することになった。

### ●自分の街の特徴を反映したテーマ「神奈川国際環境協力事業」【神奈川県】

神奈川県は、京浜臨海部等に代表される製造業の活動が盛んな県であり、海外にも積極的に展開している企業が多い。また、神奈川県は過酷な公害を経験しており、その克服に努力してきたノウハウを持っている。これら2つの主体が連携して国際環境協力を行う事業テーマは、本県の特徴をよく反映していると思われる。

### ●公害状況改善の経験を生かし相手のニーズを反映したテーマ「河南省環境保全支援事業」【三重県】

大気水質等の産業公害や地球温暖化等一層深刻化してゆく地球規模での地球温暖化等一層深刻化してゆく環境問題を克服し抑制してゆくには、地方公共団体による国際貢献が求められている。このような中で三重県は、四日市公害の状況改善等を背景とし、豊富な知識と経験を有していることから国際環境協りに相応しい役割を果たすため公害防止等のための研修を実施している。河南省研修事業では、三重県が事業の実施者として河南省側から毎年の研修テーマを聞き取り実施している。（中国河南省は三重県の友好提携都市）

### ●植林技術ノウハウを活かしたテーマ「中国陝西省における植樹協力事業」【京都府】

植樹事業を実施している中国陝西省は、緯度等や気候条件について京都府との共通事項があり、府内で培ってきた林業技術等のノウハウを現地に提供することが比較的容易であると判断した。府の技術的ノウハウは、植林樹種・植林地域の選定協議に活かされた。



### = 現場の声 = (海外技術指導経験者／元自治体職員)

種々の文書や報告書で「日本の公害克服経験と技術を途上国に生かす」という言葉がよく目に入ります。技術協力の中でつくづく感じるのは、日本の貴重な公害克服経験は、途上国ではストレートには生きない場合が多いということです。過酷な公害の状況を乗り越えてきた日本の経験は、それまでに蓄積されてきた日本の技術力、高度経済成長期による財政的な対応への拡大、民意など、当時の日本の特殊な状況の集大成として実施が可能であったと考えられます。途上国には、国ごとにそれぞれ異なった状況があり、それを乗り越える方法は、その国で新たに作っていくしかないというのが実感です。もちろん全てをゼロから作るのではなく、日本などの多くの経験の中で有効に使えるものを取り込みながらということになりますが、それはあくまでも異なる条件の中で取り込みに限界があるということを認識した上でのことです。その国で成り立つ対応方法は、技術力、経済力、制定した法令の実行能力などの上部条件と習慣、歴史、文化、宗教などの下部条件が折り重なって規定されてくると思われれます。



#### ④ 予算要求・資金調達

地方公共団体の財政に厳しい制約がかかっている状況のもと、国際環境協力事業の予算確保は非常に難しくなっています。とりわけ100%充当の一般財源の新規事業については、立ち上げが事実上不可能となっていると言っても過言ではありません。

こうした状況の中、国際環境協力の実施を企画する関係部局においては、さまざまな工夫が必要となっています。先行団体では以下のような工夫がなされています。

##### ア) メリットの整理

まずは、当該地方公共団体が国際環境協力を行なうことの意義、及びそれによって得られるメリットを整理し、その認識を広く議会や住民と共有化していくことが重要です。

##### イ) 特定財源の確保

国際環境協力の実施に対しては、さまざまな支援団体が資金援助を提供しています。これらの援助スキームのうち代表的なものはJICA、JBIC等ですが、JICAの場合、地方公共団体の事業に資金を提供するというよりも、先に記述した研修員受け入れや専門家派遣事業のように、むしろJICA事業に対する地方公共団体の参加や、提案を歓迎するというのが基本的姿勢です。

JBICにおいては、円借款業務のさまざまな段階において、地方公共団体やNGO、大学等との連携を推進しています。JBICでは、「提案型調査」として、国別に設定した調査テーマに対する日本国内の団体等からの提案に基づき、円借款事業への知見・情報の蓄積を図るための調査を実施しています。本調査では、地方公共団体やNGO、大学等からの提案を強く推奨し、提案採択にあたってはその点を考慮しています。テーマの公示は、JBICホームページ上 ([http://www.jbic.go.jp/japanese/oec/teian\\_hakkutsu/index.php](http://www.jbic.go.jp/japanese/oec/teian_hakkutsu/index.php)) にて、年に複数回行われます。これまでに、北九州市による、中国・インドネシア「廃棄物処理システムの確立に係る案件形成調査」等が採択・実施されています。また提案型調査以外でも、「フィリピン・メトロセブにおける環境保全対策調査」を北九州市が実施しています。

これらスキームの詳細を含め、主要な関係機関による支援等の方策については「資料編  
1. 地方公共団体が国際

#### = 現場の声 = (NPEC)

国際協力事業の場合、会計制度も年度編成（会計年度が4月に始まって翌年3月に終わるという国は非常に少数派である）も異なる外国機関との共同の活動であるため、単年度での予算消化が難しいケース、使途に関して明快な証拠書類が出てこないケースなどが存在します。



環境協力を実施する際の相談・支援機関」(P.139)に紹介しています。

団体によっては、これら国や公的機関の資金援助の活用により、地方公共団体内での予算の確保がスムーズに進むケースもあります。Box18に挙げた財団法人ひょうご環境創造協会のケースは、かなりの部分について外部財源が得られたことで、自主財源部分の支出についても理解が得られたという例の一つです。

## BOX18 特定財源の確保

### ●地球環境基金の活用【ひょうご環境創造協会】

当初は現地諸事情の把握が困難であり、どの程度の金額でどれだけの業務が実施可能かの見極めが困難であった。その妥当性については、カウンターパートと連絡を密にとりながら精度を高めるほかなかった。予算は、環境事業団の地球環境基金助成金と自主財源をあわせて対応することとしており、かなりの部分が助成金で充当できることから、予算については理解が得られた。また、兵庫県では県内での森林伐採に対して緑化協力金を課しているが、トップの判断により、海外での緑化事業に対してもこの資金から補助が出ることになったことも、事業予算確保には大きな助けになった。

### ●外部支援（助成制度）活用の難しさ【京都府】

助成事業を幾年にもわたり取り扱ってきた担当者からは、最近の助成申請事業に関して、国際環境協力事業の対象国として一番多い国が「中国」、対象事業として一番多いのが「植樹」と聞かされた。さらに、申請事業数が増加傾向にあること、助成のための予算の伸びがなくむしろ減少傾向にあることから、助成対象に選ばれるためには、事業実施時だけでなく「事業終了後も事業の成果が実を結ぶ仕組み」をつくるなど、事業内容に相当の工夫・仕掛けが必要であるとの指摘もあった。

植樹実施のための資金調達（特に助成金）については、確実な裏付けが得られなかった。特にNGO等による類似の事業が増加しており、助成金獲得に鎬（しのぎ）を削る状態であることから、事業に「おもしろい」仕掛けを持たせられるよう検討する必要がある。

### ●JBICとの連携事業「フィリピン・メトロセブにおける環境保全対策」【北九州市】

北九州市は、フィリピンのセブ市との間で、中小企業の公害対策を中心とした環境協力を行ってきている。一方、JBICは、フィリピンへのツーステップローンにより、フィリピン開発銀行を通じて、中小企業の公害対策設備投資資金を融資している。JBICは、この事業の効果的な実施を目的として、2000年10月から2001年3月にかけて、北九州市への委嘱により、同市のセブ市との都市間環境協力の経験を活かす形で、メトロセブにおける環境改善支援調査を実施した。

## ウ) 既存事業との連携

国際環境協力事業への予算確保に関しては、継続的な事業予算を確保している既存事業との連携を図ることが有効な場合もあります。たとえば、環境関係部局だけではなく、姉妹都市交流や友好提携都市交流を担当している部局も加わった事業とし、共同で予算調達を図る等の手法です。次のBox19に挙げた京都府のケースは顕著な例でしょう。

## BOX19 予算調達・承認

### ●記念事業との連携による予算確保【京都府】

15年度事業は陝西省との友好提携20周年記念事業の一環として実施することとしたため、最低限の事業規模を確保するために、府民・企業等からの寄附・募金に加えて府の一般財源からも支出を行うこととしたが、寄附・募金の金額が未定であるため、府の支出額の規模を算定することが困難であった。予算の正当性については、類似の募金事業における募金実績額の算定に係る説明資料とし、予算化の必要性を説明した。

## 国際環境協力における諸問題

開発途上国に対する環境協力には、さまざまなアプローチの方法がありますが、開発途上国に顕在化している経済的困難性と人材の決定的不足に十分配慮されていない環境協力では、大きな成果が得られないことは明らかです。経済的視点を持った環境と開発の調和が提唱されて久しくなりますが、これは真に開発途上国の目指す必然的コンセプトとであると言えるでしょう。

環境に係わる協力・援助は、開発途上国自身の自主・自立を側面的に支援するものでなければならないことは言うまでもありませんが、経済発展を視野に入れたものでなければ、効果的な技術移転は期待できません。また、実際の協力活動においては、対象となる各開発途上国が持つ歴史、社会構造、民族構成などその国を支えてきた様々なバックグラウンドを十分に把握しておかなければ、技術・情報などを広く浸透させていくことは、ほとんど困難です。このため、国際研修や派遣指導あるいは現地における開発調査などにおける協力事業では、次に示すような社会的バックグラウンドについて、我が国との実状の違いを認識しておかなければなりません。

### 環境関連法体系の相違

一般的には、その国の法体系は自国の社会的、経済的状况に基づいたものとなっていますが、開発途上国の場合、技術的情報の不足などから外国のものをほとんどそのまま転用している環境基準や規制法となっていることがあります。また、その法の運用方法や執行体制が整っていなかったり、我が国とはまったく違っていることもあります。

### 経済的発展の相違

開発途上国の経済状況をみると、一人当たりのGNPが数百ドルから数千ドルまでと、各国の経済格差は非常に大きいのが特徴的です。また、国内における貧富の差、つまり資本蓄積の状況も日本の比ではないことも十分考慮しておく必要があります。

### 技術的進歩の相違

開発途上国では、産業開発のみならず環境分野においても、新技術が国際協力の名の基に続々と導入されているが、基礎的な技術の不足が目立っています。開発途上国におけるバラツキのある技術レベルは、持続可能な開発あるいは自主・自立の発展を妨げている大きな原因となっています。

この解決策としては、産業界、学界、官界の国際協力における役割分担が、重要な位置を占めると考えられます。

### 人的資源に係わる問題

開発途上国の基本的資源は、豊富な労働力と言われますが、留学経験を持つなど高度な教育を受けた人材はいるものの、現場の実務経験を持つ研究開発に係わる人材や管理技術者などは絶対的に不足しています。特に、公的機関から民間企業への優秀な人材の流出は、技術の蓄積を阻害しています。

### 歴史的・文化的相違

開発途上国内における技術移転では、その国の宗教、習慣、社会規範が大きく関与し、また国際技術協力の推進には、歴史的な対日関係が大きく影響する場合があります。

### 環境問題発生状況の相違

環境問題の発生過程を歴史的にみれば、我が国を始め先進国では、細菌学的な環境汚染を代表とする生活衛生問題が環境問題の始まりでした。細菌学の進歩によってこれを克服してきましたが、次に発生した問題は、産業革命によってもたらされた労働環境（作業環境）問題でした。戦前戦後を通じて拡大してきた産業活動によって、産業公害問題が地域住民の健康を脅かし続けましたが、ようやくこれも近年鎮静してきました。しかし新たな環境問題として、自動車の排ガスや騒音、廃棄物の処理、生活排水の処理等に代表される都市・生活型公害問題がクローズアップされてきています。さらに現在は、人類存亡の危機が国家や世代を越え問われる地球環境問題の時代に突入しています。

一方、開発途上国では生活環境の衛生問題から地球環境問題まで、すべての環境問題が同時に進行し、どの分野から対応すべきなのか、その優先順位づけに苦慮しているのが実状です。